

## 平成 24 年度第 1 回 愛知県都市計画審議会常務委員会

平成 24 年 9 月 6 日 (木) 午後 0 時 5 7 分

愛知県議会議事堂 5 階 大会議室

### 【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

定刻までには少しお時間がございますが、委員の皆様、全員お集まりですので、始めさせていただきます。

ただいまから、平成 24 年度第 1 回愛知県都市計画審議会常務委員会を開催いたします。開会にあたりまして、事務局からお知らせがございます。

愛知県では、5 月 7 日から 9 月 30 日までを「さわやかエコスタイルキャンペーン」実施期間とし、軽装・ノーネクタイの励行を進めております。したがって、本日の常務委員会におきましても、幹事及び事務局は軽装・ノーネクタイで対応させていただいており、各委員の皆様にも御協力を呼びかけております。どうぞ御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、傍聴人の方々にお願いいたします。

本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のように、会議の開催中は静粛に傍聴してくださいようお願いいたします。

携帯電話は、電源を切るかマナーモードにさせていただき、かばん等にしまってください。

録画、録音等は禁止となっております。

そのほか、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して会議を傍聴していただきますようお願い申し上げます。

議事に入ります前に、愛知県都市計画審議会常務委員会について説明いたします。

お手元に審議会条例及び審議会運営規程の抜粋を配付させていただいておりますので、御覧ください。

当常務委員会は、愛知県都市計画審議会条例第 6 条の規定に基づき、審議会の権限に属する事項で、「軽易なもの」を処理するために審議会に設置され、審議会委員の皆様のうち 9 名の委員の方々に構成されております。

「軽易なもの」とは、審議会運営規程第 11 条に規定されております。名称の変更を始めとする軽易な都市計画の変更や建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置に関する事項等がこれに該当いたします。

今回は、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく 1 議案の御審議をお願いいたしますことから、審議会ではなく常務委員会を開催するものでございます。

次に、本日御出席の委員の方々を紹介いたします。

お手元に委員名簿を配付いたしておりますので、あわせて御覧ください。

学識経験者として委員をお願いしております名古屋大学大学院教授 黒田達朗委員長でございます。

**【委員長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】**

黒田です。よろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】**

東海学院大学教授 岡本真理子委員でございます。

**【委員（東海学院大学教授 岡本真理子）】**

岡本でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】**

名古屋大学名誉教授 後藤節子委員でございます。

**【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】**

後藤です。よろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】**

関係行政機関の職員として委員をお願いしております中部地方整備局長の足立敏之委員でございます。

**【委員（中部地方整備局長 足立敏之）】**

代理の堀井でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】**

市町村の長を代表して委員をお願いしております豊山町長の鈴木幸育委員でございます。

**【委員（豊山町長 鈴木幸育）】**

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】**

県議会の議員として委員をお願いしております深谷勝彦委員でございます。

**【委員（愛知県議会議員 深谷勝彦）】**

どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】**

鈴木喜博委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 鈴木喜博）】

鈴木でございます。よろしくお願いします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

浅井よしたか委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 浅井よしたか）】

よろしくお願いします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

以上でございます。

それでは、議事に先立ちまして、委員長から御挨拶をお願いいたします。

【委員長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

委員長の黒田でございます。座ってしゃべらせていただきます。

本日は、今の御案内にもありましたが、平成24年度第1回愛知県都市計画審議会常務委員会の開催にあたりまして、大変お忙しいところ、かつ非常に暑い日が続くところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日上程します建築基準法第51条ただし書の規定に基づく議案につきましては、民間企業が行う事業に関するものでございます。したがって、審議案件が1議案だけということであっても、そのために常務委員会の開催を見合わせるということは当該の企業活動を停滞させることとなりますので、そういうことを避けますために御審議いただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、議事が円滑に進行いたしますよう御協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

ありがとうございました。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当常務委員会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第6条第5項において読み替えて準用する第5条第2項の規定により、委員長が務めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

ありがとうございます。

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、私が議長を務めさせていただきます。

早速でございますが、会議を進めてまいりたいと思います。

愛知県都市計画審議会運営規程第 13 条において読み替えて準用する第 8 条第 1 項の規定によりまして、本日の議事録署名者といたしまして岡本真理子委員と深谷勝彦委員を指名いたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

ありがとうございます。

早速、審議に入ります。

第 1 号議案「大府市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局から御説明をお願いいたします。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

知多建設事務所建築課長の内田でございます。

第 1 号議案「大府市における特殊建築物の敷地の位置について」を説明いたします。

議案書は 1 ページから 3 ページ、議案概要説明書は 1 ページを御覧ください。

本案件は、既存の施設が平成 9 年 9 月に建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を受けておりまして、今回新設する施設はございませんが、このたび操業時間を 8 時間から 24 時間の連続操業とすることに伴い、当初許可を受けた処理能力の 1.5 倍を超えることとなります。この場合、建築基準法第 51 条ただし書の規定によりまして、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を再度許可するにあたり、都市計画審議会の議が必要となります。そのため、本案件の敷地の位置が、都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

申請者は、メディカルサポート株式会社代表取締役 大野章二。

名称は、メディカルサポート株式会社。

敷地の位置は、大府市横根町坊主山 1 番 141。

敷地面積は、2,675m<sup>2</sup>。

施設は、既存部分が 3 棟ございまして、事務所・倉庫、渡り廊下、焼却炉の延べ面積の合計が 2,989.28m<sup>2</sup>でございます。

処理能力は、廃プラスチック類の焼却を 1 日あたり 5.33 t から 17.04 t に、感染性産業

廃棄物の焼却を1日あたり10tから30tに変更する計画でございます。

申請者は、平成9年9月に建築基準法第51条ただし書の規定による許可を受け、工業地域である当該地においてメディカルサポート株式会社を設立して、医療機関等から排出される医療系廃棄物である廃プラスチック類及び感染性産業廃棄物の焼却を行っております。

また、平成12年に産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、申請地において産業廃棄物の収集運搬業を行っております。

次に、図面番号1の総括図を御覧ください。

図面上部中央の赤色で塗りつぶした「建設地」と書かれたところが敷地の位置であります。当該敷地は大府市の北部中央に位置し、JR東海道本線共和駅から直線距離で約1.5kmの工業地域に位置しております。

次に、図面番号2の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面上部中央の赤色の斜線で示した部分でございます。その周辺につきましては、西側は市道5150号、北側、東側及び南側は工場に囲まれております。なお、周辺には住宅はございません。

次に、図面番号3の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物でございます。敷地への出入りは、黒色の三角印で示しておりますとおり、西側の幅員9mの市道を利用いたします。敷地の外周には、図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めております。

なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施し、大気質、騒音等につきまして、すべて環境保全目標をクリアしております。

また、関係市町村である大府市長から、支障ない旨の意見書が提出されております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】**

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたら、どなたからでも結構ですのでお願いいたします。

後藤委員。

**【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】**

新たな建築物はないということですが、操業時間が24時間になるということですね。図

面番号2を見ますと、建設地から東側のほうに水色及び黄色のその他の建物というのがありますが、これはどのような建物でしょうか。西風が結構この地形だと吹くように思うのですが。他の建物は工場というふうに書いてありますけど。

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

御説明をお願いいたします。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

西側の水色で塗りつぶしの部分は事務所でございます、黄色が住宅でございます。

【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】

これは今回の審議対象の建築物に関係のない事務所ということでしょうね。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

ほかの民間の事務所ということでございます。

【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】

今回の処理物は医療廃棄物ということですが、感染性の廃棄物とプラスチック廃棄物とことですが、これも医療に関するものですよね。両方ともが医療に関する廃棄物ということですか。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

病院とか警察、消防署から持ってきます注射針とか手術に使う血のついたゴム手袋とか白衣とかそういうものでございます。

【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】

一方は血液などがついた感染物で、あとはいわゆる消耗品という感じですか、医療の消耗品に限るわけですね。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

はい。

【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】

それについては一緒に焼却するわけですか。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

運ぶときは密封されたもので運びまして、それと一緒に焼却いたします。

【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】

何度ぐらいで。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

900度～1,100度の間です。

【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】

十分に医療廃棄物としては適切な処理が行われるということですか。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

はい。

【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】

わかりました。

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

よろしゅうございますでしょうか。

【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】

ありがとうございました。

【委員（愛知県議会議員 鈴木喜博）】

24時間の営業ということになるわけですが、市道5136号を左に折れるところに民家が何軒か見受けられますが、搬入する時間というのは、大体何時までに搬入をするのでしょうか。例えば夜中に搬入をするということはないわけでしょうか。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

現状、通常時間帯に運んでおりまして、24時間操業になっても夜間の搬入、搬出はございません。

【委員（愛知県議会議員 鈴木喜博）】

わかりました。

【委員（愛知県議会議員 浅井よしたか）】

今の関連ですけれども、昼間の操業だったのが24時間となるということですが、近隣の音は何デシベルぐらいあるのですか。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

まず、建物の中に焼却室が全部入っておりまして、シャッターで閉めるという構造になっておりますので、環境の基準、デシベルは数値をクリアしております。

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

ほか何かございますでしょうか。

どうぞ。

【委員（愛知県議会議員 深谷勝彦）】

作業時間が3倍、そして焼却能力が3倍ということですが、これは実際にそれだけ焼却するものが増えたという意味なのか、あるいは、それだけでなくも焼却炉はそのまま継続して稼働するというのか、どういう意味ですか。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

処理能力が書いてありますのは、機械の処理能力1時間あたりの数値に24時間掛けた数字でございますので、処理できる能力の上限ということでございます。

【委員（愛知県議会議員 深谷勝彦）】

そうすると、処理しなくても、炉は要するに24時間温度が上がってそのままということですね。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

そうです。

【委員（愛知県議会議員 深谷勝彦）】

24時間真っ赤になっているということですね。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

一定の温度でずっと燃えております。

【委員（愛知県議会議員 深谷勝彦）】

わかりました。

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

どうぞ。

【委員（豊山町長 鈴木幸育）】

一つお聞きしたいのは、雨水の利用はあるのかないのか。もしくは、市の排水路に流れるのか。図面を見ていますと、薄くて見えませんが。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

図面番号3の計画図を見ていただきますと、浄化槽から「中水として再利用」ということで建物のほうに矢印が向かっているのですが、最終的に炉の冷却塔のところで水を使いますので、浄化槽からの水と敷地内の側溝を経由した水と井戸水を利用して、冷却塔で使用する計画でございます。

【委員（豊山町長 鈴木幸育）】

わかりました。

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】



よろしゅうございますか。

岡本委員。

【委員（東海学院大学教授 岡本真理子）】

炉は全然取りかえずに、稼働時間が3倍になるから焼却の量も3倍になるというふうに考えていいわけですよ。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

はい。

【委員（東海学院大学教授 岡本真理子）】

先程、御質問があったのですが、一挙に3倍になるということですが、それだけの需要が、急にこのようにしなければいけないような理由があるのでしょうか。このような廃棄物を処理する場所がないので、今のところよりもっと遠くからとか、ほかの地域からのものも集約してここで焼却しようというような決め事みたいなのがあってこういうことになったのでしょうか。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

もともとは8時間で操業しておりまして、焼却炉、当初使うときは冷えている状態ですので、重油バーナーで温度を上げながら規定の900度～1,100度に上げるのですが、さらに使わなくなったら炉が冷えていく。それを毎日繰り返しているのですが、それをなくすことによって、重油の使用量が減ったりとか排気ガスが減るといった利点があるということで、近隣自治会、地元の自治会の方からもそういう優位性の意見が出されまして、それに伴いまして24時間操業に変えていくということでございます。

【委員（東海学院大学教授 岡本真理子）】

そうしますと、別に焼却をする物の量が急に増えて、ここを24時間稼働しなければいけないとか、あるいはここを中心に焼却していく、医療廃棄物を焼却していくというような何か計画があってこういうことが行われたということではないのですか。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

はい。

【委員（東海学院大学教授 岡本真理子）】

わかりました。

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見、御質問ないようでございますので、採決させていただきたいと思えます。

ただいまの第1号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】**

ありがとうございました。

それでは、本委員会といたしましては御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては都市計画上支障ないものということで議決させていただきます。

以上で本日の審議は終了いたしました。ありがとうございました。

それでは、事務局。

**【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】**

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後1時17分)